

四十五 第 68 条の 89 《連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例》関係

改 正 後	改 正 前
第 12 章 連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例	第 12 章 連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子の課税の特例
第 68 条の 89 《連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例》関係	第 68 条の 89 《連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子の課税の特例》関係
(名義株がある場合の直接又は間接保有の株式)	(名義株がある場合の直接又は間接保有の株式)
68 の 89-1 措置法第 68 条の 89 第 4 項第 1 号……………	68 の 89-1 措置法第 68 条の 89 第 3 項……………
(実質的支配関係があるかどうかの判定)	(実質的支配関係があるかどうかの判定)
68 の 89-2 措置法令第 39 条の 113 第 11 項第 3 号……………	68 の 89-2 措置法令第 39 条の 113 第 16 項第 3 号……………
(1) ……………	(1) ……………
(2) ……………	(2) ……………
(社債発行差金等)	(社債発行差金等)
68 の 89-3 連結法人が、その発行した社債のうち措置法第 68 条の 89 第 4 項第 1 号に規定する国外支配株主等（以下「国外支配株主等」という。）又は同項第 2 号に規定する資金供与者等（以下「資金供与者等」という。）の有するものにつき、……………同条第 1 項に規定する「当該連結事業年度において当該国外支配株主等及び資金供与者等に支払う負債の利子等の額」に含まれることに留意する。	68 の 89-3 連結法人が、その発行した社債のうち措置法第 68 条の 89 第 3 項に規定する国外支配株主等（以下「国外支配株主等」という。）の有するものにつき、……………同条第 1 項に規定する「当該連結事業年度において当該国外支配株主等に支払う負債の利子の額」に含まれることに留意する。
(短期の前払利息)	(短期の前払利息)
68 の 89-4 ……………国外支配株主等又は資金供与者等…………… ……………措置法第 68 条の 89 第 1 項に規定する「当該連結事業年度にお	68 の 89-4 ……………国外支配株主等…………… ……………措置法第 68 条の 89 第 1 項に規定する「当該連結事業年度にお

いて当該国外支配株主等及び資金供与者等に支払う負債の利子等の額」に含まれることに留意する。

(負債の利子の範囲)

68の89-5 措置法第68条の89第4項第3号……………

- (1) ……………国外支配株主等又は資金供与者等……………
- (2) ……………
- (3) ……………

(原価に算入した負債の利子等)

68の89-6 連結法人が、国外支配株主等又は資金供与者等に支払う負債の利子等（措置法第68条の89第4項第3号に規定する「負債の利子等」をいう。以下同じ。）の額につき……………当該連結事業年度において当該国外支配株主等又は資金供与者等に支払うものは、措置法第68条の89第1項に規定する「当該連結事業年度において当該国外支配株主等及び資金供与者等に支払う負債の利子等の額」に含まれることに留意する。

(原価に算入した負債の利子等の調整)

68の89-7 各連結法人が、国外支配株主等又は資金供与者等に支払う負債の利子等の額のうちに……………当該負債の利子等の額……………

(算式)

$$\frac{\text{減額の対象とした当該固定資産の取得価額等を含めた当該負債の利子等の額}}{\text{当該連結事業年度における当該負債の利子等の額の損金不算入額}} \times \frac{\text{当該連結事業年度における各連結法人が支払う当該負債の利子等の額の合計額}}{\text{当該負債の利子等の額}}$$

(注) ……………

いて当該国外支配株主等に支払う負債の利子の額」に含まれることに留意する。

(負債の利子の範囲)

68の89-5 措置法第68条の89第1項……………

- (1) ……………国外支配株主等……………
- (2) ……………
- (3) ……………

(原価に算入した負債の利子)

68の89-6 連結法人が、国外支配株主等に支払う負債の利子の額につき……………当該連結事業年度において当該国外支配株主等に支払うものは、措置法第68条の89第1項に規定する「当該連結事業年度において当該国外支配株主等に支払う負債の利子の額」に含まれることに留意する。

(原価に算入した負債の利子の調整)

68の89-7 各連結法人が、国外支配株主等に支払う負債の利子の額のうちに……………当該負債の利子の額……………

(算式)

$$\frac{\text{減額の対象とした当該固定資産の取得価額等を含めた当該負債の利子の額}}{\text{当該連結事業年度における当該負債の利子の額の損金不算入額}} \times \frac{\text{当該連結事業年度における各連結法人が支払う当該負債の利子の額の合計額}}{\text{当該負債の利子の額}}$$

(注) ……………

改 正 後	改 正 前
<p>(国外支配株主等及び資金供与者等に対する負債)</p> <p>68 の 89-8 措置法第 68 条の 89 第 4 項第 4 号に規定する「<u>国外支配株主等及び資金供与者等に対する負債</u>」は、<u>負債の利子等の支払の基因となるものに限られるのであるから、……………「国外支配株主等及び資金供与者等に対する負債」……………</u></p>	<p>(負債)</p> <p>68 の 89-8 措置法第 68 条の 89 第 1 項に規定する「<u>負債</u>」は、<u>同項に規定する利子 (同項に規定する法人税の課税対象所得に含まれるものを除く。以下 68 の 89-8 において「利子」という。)</u>の支払の基因となるものに限られるのであるから、……………「<u>負債</u>」……………</p>
<p>(特定債券現先取引等に係る資産の帳簿価額の平均的な残高の意義)</p> <p>68 の 89-9 措置法令第 39 条の 113 第 5 項に規定する「<u>当該連結事業年度の当該資産の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額</u>」とは、<u>例えば、特定債券現先取引等に係る資産の帳簿価額の日々の平均残高又は各月末の平均残高等、その連結事業年度を通じた資産の帳簿価額の平均的な残高をいうものとする。</u></p> <p>④ <u>その連結事業年度の開始の時及び終了の時における特定債券現先取引等に係る資産の帳簿価額の平均額は、当該平均的な残高として合理的な方法により計算した金額に該当しない。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>(特定債券現先取引等に係る平均負債残高の計算方法)</p> <p>68 の 89-10 措置法第 68 条の 89 第 2 項の特定債券現先取引等に係る負債は、<u>現金担保付債券貸借取引により借り入れた債券又は債券現先取引により購入した債券のいずれかを、現金担保付債券貸借取引により貸し付ける場合又は債券現先取引により譲渡する場合のこれらの取引に係る借入金をいうのであるが、その負債を計算するに当たっての平均負債残高は、例えば、同一銘柄毎に債券を区分し、現金担保付債券貸借取引及び債券現先取引に係る借入金又は貸付金の月末残高のうちいずれか少ない金額をもって特定債券現先取引等に係る負債の月末残高とし、その連結事業年度における平均残高を特定債券現先取引等に係</u></p>	<p>(新 設)</p>

る平均負債残高としても差し支えないものとする。

⑥ 措置法令第39条の113第6項に規定する「当該連結事業年度の総負債（…）のうち、特定債券現先取引等に係るものに係る平均負債残高」を計算する場合についても、同様とする。

（負債の帳簿価額の平均的な残高の意義）

68の89-11 措置法令第39条の113第16項……………

⑥ ……………

（総負債の範囲）

68の89-12 措置法令第39条の113第20項第2号……………

（保険会社の総負債）

68の89-13 ……………措置法令第39条の113第20項第2号……………

…

（自己資本の額を計算する場合の総資産の帳簿価額及び総負債の帳簿価額）

68の89-14 措置法令第39条の113第20項……………

（総資産の帳簿価額の平均的な残高及び総負債の帳簿価額の平均的な残高の意義）

68の89-15 措置法令第39条の113第20項第1号……………

……………

⑥ ……………

（負債の額の平均的な残高の意義）

68の89-9 措置法令第39条の113第2項……………

⑥ ……………

（総負債の範囲）

68の89-10 措置法令第39条の113第4項第2号……………

（保険会社の総負債）

68の89-11 ……………措置法令第39条の113第4項第2号……………

…

（自己資本の額を計算する場合の総資産の帳簿価額及び総負債の帳簿価額）

68の89-12 措置法令第39条の113第4項……………

（総資産の帳簿価額の平均的な残高及び総負債の帳簿価額の平均的な残高の意義）

68の89-13 措置法令第39条の113第4項第1号……………

……………

⑥ ……………

改 正 後	改 正 前
<p>(自己資本の額を計算する場合の<u>資本金等の額</u>)</p> <p>68の89-16 措置法令第39条の113第20項に規定する「<u>連結個別資本金等の額</u>」は、税務計算上の金額によるのであるから、例えば、税務計算上の払込否認金額がある場合には、当該払込否認金額を控除した金額によることに留意する。</p>	<p>(自己資本の額を計算する場合の<u>資本等の金額</u>)</p> <p>68の89-14 措置法令第39条の113第4項に規定する「<u>連結個別資本等の金額</u>」は、税務計算上の金額によるのであるから、例えば、<u>資本の金額、出資金額又は連結個別資本積立金額</u>に税務計算上の払込否認金額がある場合には、当該払込否認金額を控除した金額によることに留意する。</p>

四十六 第68条の90～第68条の93（連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例）関係

改 正 後	改 正 前
<p>(発行済株式)</p> <p>68の90-1 措置法第68条の90第1項第1号の「発行済株式」には、その株式の<u>払込み又は給付の金額</u>（以下「<u>払込金額等</u>」という。）の全部又は一部について<u>払込み又は給付</u>（以下「<u>払込み等</u>」という。）が行われていないものも含まれるものとする。</p> <p>④ …………… ……………<u>資本金の額又は出資金の額</u>……………</p> <p>(直接及び間接保有の株式)</p> <p>68の90-2 …………… ……………<u>払込金額等</u>……………<u>払込み等</u>……………</p> <p>④ ……………</p> <p>(非課税所得の範囲)</p> <p>68の90-5 …………… (1) ……………<u>剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配</u>……………</p>	<p>(発行済株式)</p> <p>68の90-1 措置法第68条の90第1項第1号の「発行済株式」には、その株式の<u>発行価額</u>の全部又は一部について<u>払込み</u>が行われていないものも含まれるものとする。</p> <p>④ …………… ……………<u>資本の金額又は出資金額</u>……………</p> <p>(直接及び間接保有の株式)</p> <p>68の90-2 …………… ……………<u>発行価額</u>……………<u>払込み</u>……………</p> <p>④ ……………</p> <p>(非課税所得の範囲)</p> <p>68の90-5 …………… (1) ……………<u>利益の配当又は剰余金の分配</u>……………</p>

- ...
- (2)
- (3)
- (掛)

(外国法人税の額に加算される税額控除額)

68 の 90-6

.....剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配 (以下 68 の 90-6 において「剰余金の配当等」という。)剰余金の配当等.....

.....

68 の 90-12 削 除

(法人所得に係る軽課税基準以下であるかどうかの判定等)

68 の 90-13 措置法令第 39 条の 116 第 1 項第 2 号イに規定する外国関係会社が受ける同号に規定する剰余金の配当等の額 (以下 68 の 90-13 において「剰余金の配当等の額」という。)剰余金の配当等.....

.....剰余金の配当等.....

- (2)
- (3)
- (掛)

(外国法人税の額に加算される税額控除額)

68 の 90-6

.....利益の配当又は剰余金の分配 (以下 68 の 90-6 において「配当等」という。)配当等.....

(未処分所得の金額から控除する配当の額)

68 の 90-12 措置法令第 68 条の 90 第 1 項に規定する適用対象留保金額の計算上、措置法令第 39 条の 116 第 1 項の規定により未処分所得の金額から控除する同項第 2 号に掲げる当該各事業年度に係る利益の配当又は剰余金の分配の額は、特定外国子会社等の当該事業年度終了の日の翌日から 2 月を経過する日を含む当該特定外国子会社等に係る連結法人の連結事業年度終了の日までに当該利益の配当又は剰余金の分配の額として確定しているものに限るものとする。

(法人所得に係る軽課税基準以下であるかどうかの判定等)

68 の 90-13 措置法令第 39 条の 116 第 1 項第 2 号イに規定する外国関係会社が受ける利益の配当又は剰余金の分配の額.....利益の配当又は剰余金の分配.....

.....利益の配当又は剰余金の分配.....

改 正 後	改 正 前
(外国法人税の範囲)	(外国法人税の範囲)
68 の 90-20 <u>法第 38 条第 2 項第 2 号</u>	68 の 90-20 <u>法第 38 条第 2 項第 3 号</u>
(個別課税済留保金額の損金算入額の計算)	(個別課税済留保金額の損金算入額の計算)
68 の 90-22 <u>剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配</u>	68 の 90-22利益の配当.....
68 の 90-23 <u>削 除</u>	<u>(課税済配当等の額の特例)</u> 68 の 90-23 <u>特定外国子会社等につき措置法第 68 条の 92 第 1 項第 1 号に掲げる</u> <u>事実が生じた場合において、その支払われた利益の配当又は剰余金の分配の額</u> <u>が連結法人の 68 の 90-12 に定める連結事業年度終了の日までに確定しなかつ</u> <u>たため措置法第 68 条の 90 第 1 項に規定する適用対象留保金額の計算上措置法</u> <u>令第 39 条の 116 第 1 項第 2 号に掲げる当該各事業年度に係る利益の配当又は剰</u> <u>余金の分配の額として控除されなかったものであるときは、当該利益の配当又</u> <u>は剰余金の分配の額の全額が措置法令第 39 条の 119 第 2 項第 1 号に規定する</u> <u>「イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した残額」に該当するものとして</u> <u>取り扱う。</u>
(株式等を譲渡した場合の個別課税済留保金額の損金算入規定の不適用)	(株式等を譲渡した場合の個別課税済留保金額の損金算入規定の不適用)
68 の 90-24 <u>剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配</u>	68 の 90-24利益の配当又は剰余金の分配.....
(廃 止)	<u>(特定外国子会社等から中間配当の額を受けた場合の取扱い)</u> 68 の 90-25 <u>連結法人が、当該連結事業年度において特定外国子会社等から商法</u>

第293条ノ5第1項に規定する金銭の分配に類するもの（以下68の90-25において「中間配当」という。）を受けた場合には、当該中間配当に係る事業年度の利益の配当又は剰余金の分配（以下68の90-25において「確定配当」という。）を受けることとなる当該連結法人の連結事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）において、当該中間配当の額と当該確定配当の額との合計額に基づき措置法第68条の90第1項及び第68条の92第1項の規定（同法第66条の6第1項及び第66条の8第1項の規定を含む。）を適用する。

四十七 第68条の93の2～第68条の93の5（連結法人の特定外国信託に係る所得の課税の特例）関係

改 正 後	改 正 前
<p>（連結法人の特定外国信託に係る所得の課税の特例）</p> <p>68の93の2-1 特定外国信託に係る措置法第68条の90から第68条の93までの規定の適用については、特定外国子会社等に係る68の90-1から68の90-24までの取扱い（68の90-6、68の90-8、<u>68の90-12</u>、68の90-15から68の90-18まで、<u>68の90-19</u>及び<u>68の90-23</u>の取扱いを除く。）に準じて取り扱う。</p>	<p>（連結法人の特定外国信託に係る所得の課税の特例）</p> <p>68の93の2-1 特定外国信託に係る措置法第68条の90から第68条の93までの規定の適用については、特定外国子会社等に係る68の90-1から68の90-25までの取扱い（68の90-6、68の90-8、68の90-15から68の90-18まで及び68の90-19の取扱いを除く。）に準じて取り扱う。</p>

四十八 第68条の99（社会保険診療報酬の所得計算の特例）関係

改 正 後	改 正 前
<p>（社会保険診療報酬の範囲）</p> <p>68の99-1 措置法第68条の99第1項に規定する連結親法人である医療法人が支払を受けるべき金額には、次に掲げる金額を含むことに留意する。</p> <p>(1) 健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組</p>	<p>（社会保険診療報酬の範囲）</p> <p>68の99-1 措置法第68条の99第1項に規定する連結親法人である医療法人が支払を受けるべき金額には、次に掲げる金額を含むことに留意する。</p> <p>(1) 健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組</p>

改 正 後	改 正 前
<p>法又は私立学校教職員共済法の規定に基づいてした療養の給付について、当該医療法人が当該被保険者又はその被扶養者から直接收受するいわゆる自己負担額</p>	<p>法又は私立学校教職員共済法の規定に基づき被保険者の被扶養者にした療養の給付（措置法第 26 条第 2 項第 1 号に規定する療養の給付をいう。以下 68 の 99-1 において同じ。）について、当該医療法人が当該被保険者又は被扶養者から直接收受する家族療養の報酬</p>
<p>(2) 国民健康保険法の規定に基づいてした療養の給付について、当該医療法人が当該被保険者から直接收受するいわゆる自己負担額</p>	<p>(2) 健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法の規定に基づいてした療養の給付について、当該医療法人が当該被保険者又はその被扶養者から直接收受する初診料又は入院時負担金</p> <p>(3) 国民健康保険法の規定に基づいてした療養の給付について、当該医療法人が当該被保険者から直接收受するいわゆる自己負担額</p>
<p>(3) 生活保護法の規定に基づいてした医療、介護又は助産の給付について、当該医療法人が当該被保護者から直接收受するいわゆる本人支払額</p>	<p>(4) 身体障害者福祉法の規定に基づいてした更生医療の給付について、当該医療法人が当該身体障害者又はその扶養義務者から直接收受するいわゆる自己負担額</p>
<p>(4) 結核予防法又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定に基づいてした医療について、当該医療法人が当該患者から直接收受するいわゆる自己負担額</p>	<p>(5) 児童福祉法の規定に基づいてした育成医療の給付について、当該医療法人が当該育成医療を受ける者又はその扶養義務者から直接收受するいわゆる自己負担額</p>
<p>(5) 老人保健法に規定する医療について、当該医療法人が当該患者から直接収</p>	<p>(6) 結核予防法の規定に基づいてした医療について、当該医療法人が当該患者から直接收受するいわゆる自己負担額</p>
<p>(5) 老人保健法に規定する医療について、当該医療法人が当該患者から直接収</p>	<p>(7) 生活保護法の規定に基づいてした医療又は助産の給付について、当該医療法人が当該被保険者又はその扶養義務者から直接收受するいわゆる自己負担額</p>

受するいわゆる自己負担額

- (6) 介護保険法の規定に基づいてした指定居宅サービス、指定介護予防サービス、介護保健施設サービス又は指定介護療養施設サービス（措置法第 26 条第 2 項第 5 号において社会保険診療報酬とされるサービスに限る。）について、当該医療法人が当該利用者から直接收受するいわゆる自己負担額
- (7) 障害者自立支援法の規定に基づいてした指定自立支援医療又は指定療養介護医療について、当該医療法人が当該支給認定障害者等又は当該支給決定障害者等から直接收受するいわゆる自己負担額
- (8) 児童福祉法に規定する障害児施設医療について、当該医療法人が当該障害児に係る施設給付決定保護者から直接收受するいわゆる自己負担額

(社会保険診療報酬に係る損金の額が特例経費額に満たない場合の損金算入)

68 の 99-3
令第 9 条の 2 第 1 項第 1 号イ.....

(社会保険診療報酬に係る損金の額が特例経費額に満たない場合の損金算入)

68 の 99-3
法第 2 条第 18 号の 2 イ.....

四十九 第 68 条の 102 (転廃業助成金等に係る課税の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
(取壊し等に要する費用)	(取壊し等に要する費用)
68 の 102-1 <u>措置法令第 39 条の 123 の 2 第 4 項</u>	68 の 102-1 <u>措置法令第 39 条の 124 第 4 項</u>
(1)	(1)
(2)	(2)
(3)	(3)

改 正 後	改 正 前
<p>(廃材等の処分価額の除却損失等からの控除)</p> <p>68 の 102-2 措置法令第 39 条の 123 の 2 第 4 項……………</p> <p>……………</p>	<p>(廃材等の処分価額の除却損失等からの控除)</p> <p>68 の 102-2 措置法令第 39 条の 124 第 4 項……………</p> <p>……………</p>

五十 第 68 条の 102 の 2 《中小連結法人等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例》関係

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">第 68 条の 102 の 2 《中小連結法人等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例》関係</p> <p><u>(連結事業年度の中途において中小連結法人等に該当しなくなった場合の適用)</u></p> <p>68 の 102 の 2-1 <u>連結法人が各連結事業年度の中途において措置法第 68 条の 102 の 2 第 1 項に規定する中小連結法人等に該当しないこととなった場合においても、その該当しないこととなった日前に取得又は製作若しくは建設をして事業の用に供した同項に規定する少額減価償却資産については、同項の規定の適用があることに留意する。</u></p> <p><u>(少額減価償却資産の取得価額の判定単位)</u></p> <p>68 の 102 の 2-2 <u>措置法第 68 条の 102 の 2 第 1 項の規定を適用する場合において、取得価額が 30 万円未満であるかどうかは、通常 1 単位として取引されるその単位、例えば機械及び装置については 1 台又は 1 基ごとに、工具、器具及び備品については 1 個、1 組又は 1 そろいごとに判定し、構築物のうち例えば枕木、電柱等単体では機能を発揮できないものについては一の工事等ごとに判定する。</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

五十一 旧第 68 条の 103 の 3 《中小連結法人等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例》関係

改 正 後	改 正 前
(廃止)	<p align="center">第 68 条の 103 の 3 《中小連結法人等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例》関係</p>
(廃止)	<p align="center"><u>(連結事業年度の中途において中小連結法人等に該当しなくなった場合の適用)</u></p> <p>68 の 103 の 3-1 <u>連結法人が各連結事業年度の中途において措置法第 68 条の 103 の 3 第 1 項に規定する中小連結法人等に該当しないこととなった場合においても、その該当しないこととなった日前に取得又は製作若しくは建設をして事業の用に供した同項に規定する少額減価償却資産については、同項の規定の適用があることに留意する。</u></p>
(廃止)	<p align="center"><u>(少額減価償却資産の取得価額の判定単位)</u></p> <p>68 の 103 の 3-2 <u>措置法第 68 条の 103 の 3 第 1 項の規定を適用する場合において、取得価額が 30 万円未満であるかどうかは、通常 1 単位として取引されるその単位、例えば機械及び装置については 1 台又は 1 基ごとに、工具、器具及び備品については 1 個、1 組又は 1 そろいごとに判定し、構築物のうち例えば枕木、電柱等単体では機能を発揮できないものについては一の工事等ごとに判定する。</u></p>
(廃止)	<p align="center"><u>(明細書の添付)</u></p> <p>68 の 103 の 3-3 <u>連結法人が、当該連結事業年度の連結確定申告書に添付する規則別表十六(一)から別表十六(四)まで(減価償却資産の償却額の計算に関する明細書)の備考欄に次に掲げる事項を記載して提出し、かつ、当該減価償却資産の明細を別途保管している場合には、措置法第 68 条の 103 の 3 第 2 項に規定する「少額減価償却資産の取得価額に関する明細書」の提出を省略して差し支えな</u></p>

改 正 後	改 正 前
	<p><u>いものとする。</u></p> <p>(1) <u>取得価額 30 万円未満の減価償却資産について、措置法第 68 条の 103 の 2 第 1 項の規定を適用していること</u></p> <p>(2) <u>適用した減価償却資産の取得価額の合計額</u></p> <p>(3) <u>適用した減価償却資産の明細は、別途保管していること</u></p>

五十二 旧第 68 条の 104 及び第 68 条の 105 《株式交換又は株式移転に係る課税の特例》関係

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<p>第 68 条の 104 及び第 68 条の 105 《株式交換又は株式移転に係る課税の特例》関係</p>
(廃 止)	<p><u>(利益の配当として交付した金額がある場合の交付金銭等)</u></p> <p>68 の 104-1 <u>特定子会社（措置法第 68 条の 104 第 1 項に規定する「特定子会社」をいう。以下同じ。）の株主である連結法人が同項に規定する株式交換等により特定親会社（同項に規定する「特定親会社」をいう。以下同じ。）から交付を受けた金銭及び資産（当該株式交換等により割当てを受けた新株を除く。）の額のうち、当該特定子会社の株主に対する利益の配当として交付された金額がある場合には、当該金銭及び資産の額は、当該利益の配当として交付された金額を控除して計算することに留意する。</u></p>
(廃 止)	<p><u>(株式交換等の際し 1 株未満の株式の譲渡代金を特定子会社の株主に交付した場合の取扱い)</u></p> <p>68 の 104-2 <u>措置法第 68 条の 104 第 1 項の規定を適用する場合において、特定親会社が、同項に規定する株式交換等の際し、特定子会社の株主に割り当てる</u></p>

新株に1株未満の株式が生じたためその1株未満の株式の合計数に相当する新株を他に譲渡し、その譲渡代価を1株未満の株式の当該特定子会社の株主に交付したときは、その1株未満の株式の当該特定子会社の株主に対してその1株未満の株式に相当する新株を割り当てたこととなることに留意する。

五十三 第68条の105の2（連結法人の組合事業に係る損失がある場合の課税の特例）関係

改 正 後	改 正 前
(明らかに欠損とならないと見込まれるときの判定)	(明らかに欠損とならないと見込まれるときの判定)
68の105の2-4 ……措置法令第39条の125第5項……………	68の105の2-4 ……措置法令第39条の125の2第5項…………… ……

五十四 第68条の109（経営革新計画を実施する連結親法人である中小企業者に対する特定同族会社の特別税率の不適用）関係

改 正 後	改 正 前
第68条の109（ <u>経営革新計画を実施する連結親法人である中小企業者に対する特定同族会社の特別税率の不適用</u> ）関係	第68条の109（ <u>連結親法人である中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用</u> ）関係
(中小企業者であるかどうか等の判定の時期)	(中小企業者であるかどうか等の判定の時期)
68の109-1 連結親法人が、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第2条第1項に規定する中小企業者に該当する連結親法人であるかどうかは、当該連結事業年度終了の時の現況によって判定するものとする。	68の109-1 連結親法人が、 <u>措置法第68条の109第1項第1号に掲げる「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第2条第1項に規定する中小企業者」</u> に該当する連結親法人であるかどうかは、当該連結事業年度終了の時の現況によって判定するものとする。 <u>④ 措置法第68条の109第1項第1号に規定する「設立の日」がいつであるかどうかについても、同様とする。</u>

改 正 後	改 正 前
<p>(事業の判定等)</p> <p>68 の 109-2 <u>連結親法人が</u>、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第2条第1項に規定する中小企業者に該当するかどうかは、次により判定するものとする。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p>	<p>(事業の判定等)</p> <p>68 の 109-2 <u>措置法第68条の109第1項第1号に掲げる「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第2条第1項に規定する中小企業者」</u>に該当するかどうかは、次により判定するものとする。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p>
<p>(中小企業者等に該当する旨の書類の書式)</p> <p>68 の 109-3 <u>措置法規則第22条の80</u>に規定する書類は、付表の書式(これに準ずる書式を含む。)により代えることができるものとする。</p> <p>この場合において、次に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>(1) 行政庁が中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第9条第1項に規定する承認(同法第10条第1項の承認を含む。)をした旨を証する書類</p> <p>(2) 同号に規定する承認経営革新計画の計画書の写し</p>	<p>(中小企業者等に該当する旨の書類の書式)</p> <p>68 の 109-3 <u>措置法規則第22条の80第1項各号及び第2項</u>に規定する書類は、付表の書式(これに準ずる書式を含む。)により代えることができるものとする。</p> <p>この場合において、<u>次に掲げる区分に応じそれぞれ次に掲げる書類を添付するものとする。</u></p> <p>(1) <u>措置法第68条の109第1項第1号に定める連結事業年度の場合</u> <u>登記簿謄本又はその写し(設立の日が明らかになるものに限る。)</u></p> <p>(2) <u>措置法第68条の109第1項第2号に定める連結事業年度の場合</u> <u>イ及びロに掲げる書類</u></p> <p><u>イ</u> 行政庁が中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第9条第1項に規定する承認(同法第10条第1項の承認を含む。)をした旨を証する書類</p> <p><u>ロ</u> 同号に規定する承認経営革新計画の計画書の写し</p>

付 表

経営革新計画を実施する連結親法人である中小企業者等に対する特定同族会社等の特別税率の不適用制度に関する明細書		連結事業年度	連結親法人名
適用該当号の区分	1	措置法第68条の109第1項該当 旧措置法第68条の109第1項第()号該当	
項(旧)項(号)該当	連結親法人の経営革新計画の承認年月日	2	平 . . .
	連結親法人の経営革新のための事業の内容	3	
	当期末における連結親法人の事業の状況	4	
	設 立 の 日	5	平 (旧措置法第39条の128第1項()号) 平
旧 項 号 該 当	連結親法人の中小企業者の判定	6	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第2条第1項第()号該当
	連結親法人の主たる事業	7	業
	連結親法人の資本金の額又は出資金の額	8	円
	連結親法人が常時使用する従業員の数	9	人
	添 付 書 類		イ 行政庁が中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第9条第1項に規定する承認(同法第10条第1項の承認を含む。)をした旨を証する書類 ロ 該当する承認経営革新計画の計画書の写し
		旧措置法第68条の109第1項第1号 登記事項証明書若しくは登記簿謄本又はそれらの写し	

付 表

連結親法人である中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用制度に関する明細書		連結事業年度	連結親法人名
適用該当号の区分	1	措置法第68条の109第1項第()号該当 旧措置法第68条の109第()項第()号該当	
項(旧)項(号)該当	設 立 の 日	2	平 (措置法第39条の128第1項()号) 平
	連結親法人の中小企業者の判定	3	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第2条第1項第()号該当 旧新事業創出促進法第2条第3項第()号該当
	連結親法人の主たる事業	4	業
	連結親法人の資本金の額又は出資の総額	5	円
	連結親法人が常時使用する従業員の数	6	人
	項(号)該当	連結親法人の経営革新計画の承認年月日	7
連結親法人の経営革新のための事業の内容		8	
当期末における連結親法人の事業の状況		9	
旧(項)号該当	連結親法人の実施計画の認定年月日	10	平
	連結親法人が実施する新事業分野開拓のための事業の内容	11	
	当期末における連結親法人の事業の状況	12	
旧 項 号 該 当	連結親法人の中小企業者の判定	13	旧中小企業の創造的・事業活動の促進に関する臨時措置法第2条第1項第()号該当
	連結親法人の主たる事業	14	業
	連結親法人の資本金の額又は出資の総額	15	円
	連結親法人が常時使用する従業員の数	16	人
	当前期1年以内に開始した各連結事業年度	17	平 ~ 平
	同上の試験研究費の額及び開発費の額の合計額	18	円
	〇〇の各連結事業年度の総収入金額の合計額	19	円
	試験研究費等の割合 ⁽¹⁸⁾ / ₍₁₉₎	20	%
添 付 書 類	措置法第68条の109第1項第1号 旧措置法第68条の109第1項第1号	登記簿謄本又はその写し	
	措置法第68条の109第1項第2号	イ 行政庁が中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第9条第1項に規定する承認(同法第10条第1項の承認を含む。)をした旨を証する書類 ロ 該当する承認経営革新計画の計画書の写し	
	旧措置法第68条の109第1項第2号	イ 主務大臣が旧新事業創出促進法第11条の2第1項に規定する認定(同法第11条の3第1項の認定を含む。)をした旨を証する書類 ロ 該当する認定計画の計画書の写し	
	旧措置法第68条の109第2項	旧措置法施行令第39条の128第4項各号に規定する総収入金額及び試験研究費等の額の合計額の明細書(同項の規定の適用がある連結事業年度に限る。)	

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><u>記 載 の 仕 方</u></p> <p>1 この明細書は、<u>措置法第 68 条の 109 第 1 項《経営革新計画を実施する連結親法人である中小企業者に対する特定同族会社の特別税率の不適用》又は平成 18 年改正前の措置法（以下「旧措置法」といいます。）第 68 条の 109 第 1 項《連結親法人である中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用》の規定の適用を受ける場合に連結確定申告書に添付することとされている措置法規則第 22 条の 80 各号又は平成 18 年改正前の措置法規則第 22 条の 80 第 1 号又は第 2 号に定める書類に代えて添付する場合に記載します。</u></p> <p>なお、<u>旧措置法第 68 条の 109 第 2 項</u>に規定する連結親法人が平成 18 年 4 月 1 日以後終了する連結事業年度において同項の規定の適用を受ける場合には、法人税申告書別表三の二の「30」から「33」までの各欄に記載の上、連結確定申告書に添付してください。</p> <p>2 「適用該当号の区分 1」には、<u>措置法第 68 条の 109 第 1 項又は旧措置法第 68 条の 109 第 1 項各号</u>のいずれの規定の適用を受けるものであるかの区分に応じ、該当条項を○で囲み、（ ）内に該当項号を記載します。</p>	<p style="text-align: center;"><u>記 載 の 仕 方</u></p> <p>1 この明細書は、<u>措置法第 68 条の 109 第 1 項《連結親法人である中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用》の規定の適用を受ける場合又は平成 17 年改正前の措置法（以下「旧措置法」といいます。）第 68 条の 109 第 1 項又は第 2 項《連結親法人である中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用》の規定の適用を受ける場合に連結確定申告書に添付することとされている措置法規則第 22 条の 80 各号又は平成 17 年改正前の措置法規則第 22 条の 80 第 1 号から第 3 号までに定める書類に代えて添付する場合に記載します。</u></p> <p>なお、<u>措置法第 68 条の 109 第 2 項</u>に規定する連結親法人が同項の規定の適用を受ける場合又は<u>旧措置法第 68 条の 109 第 3 項</u>に規定する連結親法人が平成 17 年 4 月 1 日以後終了する連結事業年度において同項の規定の適用を受ける場合には、法人税申告書別表三の二の「1」から「4」までの各欄に記載の上、連結確定申告書に添付してください。</p> <p>2 「適用該当号の区分 1」には、<u>措置法第 68 条の 109 第 1 項各号又は旧措置法第 68 条の 109 第 1 項各号又は第 2 項</u>のいずれの規定の適用を受けるものであるかの区分に応じ、該当条項を○で囲み、（ ）内に該当項号を記載します。</p> <p>3 「<u>一項一号（旧一項一号）該当</u>」の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「<u>設立の日 2</u>」には、<u>連結親法人又はその連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の設立の日のうち最も早い日を記載するとともに、当該連結親法人又はその連結子法人の登記簿謄本又はその写しを添付します。</u></p> <p><u>この場合において、措置法施行令第 39 条の 128 第 1 項各号のいずれかに該当する場合は、（ ）内にその該当号及び当該各号に定める日に該当する年月日を記載するとともに、当該各号に定める連結親法人、他の同族会社、被合併法人又は分割法人の登記簿謄本又はその写しを添付します。</u></p>

3 「一項（旧一項二号）該当」の各欄は、次により記載します。

- (1) 「連結親法人の経営革新計画の承認年月日2」には、連結親法人が中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（以下「中小企業新事業活動促進法」といいます。）第9条第1項に規定する経営革新計画について行政庁の承認を受けた年月日を記載します。
- (2) 「連結親法人の経営革新のための事業の内容3」には、……………
- (3) 「当期末における連結親法人の事業の状況4」には、……………

4 「旧一項一号該当」の各欄は、次により記載します。

- (1) 「設立の日5」には、連結親法人又はその連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の設立の日のうち最も早い日を記載するとともに、当該連結親法人又はその連結子法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は履歴事項一部証明書）若しくは登記簿謄本又はそれらの写しを添付します。
この場合において、平成18年改正前の措置法施行令第39条の128第1項各号のいずれかに該当する場合は、（ ）内にその該当号及び当該各号に定める日に該当する年月日を記載するとともに、当該各号に定める連結親法人、他の同族会社、被合併法人又は分割法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は履歴事項一部証明書）若しくは登記簿謄本又はそれらの写しを添付します。

(2) 「連結親法人の中小企業者の判定3」の（ ）内には、連結親法人が、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（以下「中小企業新事業活動促進法」といいます。）第2条第1項各号又は中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律（平成17年法律第30号）附則第4条の規定による廃止前の新事業創出促進法（以下「旧新事業創出促進法」といいます。）第2条第3項各号に定める中小企業者のうちいずれに該当するかに応じ、その該当号を記載します。

(3) 「連結親法人の主たる事業4」から「連結親法人が常時使用する従業員の数6」までは、連結事業年度終了の時の現況により記載します。

4 「一項二号該当」の各欄は、次により記載します。

- (1) 「連結親法人の経営革新計画の承認年月日7」には、連結親法人が中小企業新事業活動促進法第9条第1項に規定する経営革新計画について行政庁の承認を受けた年月日を記載します。
- (2) 「連結親法人の経営革新のための事業の内容8」には、……………
- (3) 「当期末における連結親法人の事業の状況9」には、……………

改 正 後	改 正 前
<p>(2) 「<u>連結親法人の中小企業者の判定6</u>」の()内には、<u>連結親法人が、中小企業新事業活動促進法第2条第1項各号に定める中小企業者のうちいずれに該当するかに応じ、その該当号を記載します。</u></p> <p>(3) 「<u>連結親法人の主たる事業7</u>」から「<u>連結親法人が常時使用する従業員の数9</u>」までは、<u>連結事業年度終了の時の現況により記載します。</u></p>	<p>5 「<u>旧一項二号該当</u>」の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「<u>連結親法人の実施計画の認定年月日10</u>」には、<u>旧新事業創出促進法第11条の2第1項に規定する実施計画について連結親法人が主務大臣の認定を受けた年月日を記載します。</u></p> <p>(2) 「<u>連結親法人が実施する新事業分野開拓のための事業の内容11</u>」には、<u>旧新事業創出促進法第11条の3第2項の認定計画に従って連結親法人が実施している同項の新事業分野開拓のための事業の内容を簡記します。</u></p> <p>(3) 「<u>当期末における連結親法人の事業の状況12</u>」には、「<u>当期末における連結親法人の事業の状況12</u>」には、<u>当期末における上記(2)の事業の実施状況を記載します。</u></p> <p>6 「<u>旧二項該当</u>」の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「<u>連結親法人の中小企業者の判定13</u>」の()内には、<u>連結親法人が中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律附則第4条の規定による廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第2条第1項各号に定める中小企業者のうちいずれに該当するかに応じ、その該当号を記載します。</u></p> <p>(2) 「<u>連結親法人の主たる事業14</u>」から「<u>連結親法人が常時使用する従業員の数16</u>」までは、<u>連結事業年度終了の時の現況により記載します。</u></p> <p>(3) 「<u>当期前1年以内に開始した各連結事業年度17</u>」には、<u>当期前1年以内に開始した各連結事業年度が複数にある場合にはその複数の連結事業年度を記載します。</u></p>

④ 平成 17 年 4 月 1 日から平成 17 年 4 月 12 日までの間に開始し、かつ、平成 18 年 4 月 1 日以後に終了する連結事業年度である場合において、平成 17 年改正前の措置法第 68 条の 109 第 1 項又は第 2 項の規定の適用を受ける場合には、この明細書は使用せず、「連結親法人である中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用制度に関する明細書（平 17. 4. 1 以後終了連結事業年度分）」を御使用ください。

(廃 止)

ただし、当期が平成 17 年改正前の措置法施行令（以下「旧措置法施行令」といいます。）第 39 条の 128 第 4 項に定める最初連結親法人事業年度である場合には、「旧措置法施行令第 39 条の 128 第 4 項適用」と記載します。

- (4) 「同上の試験研究費の額及び開発費の額の合計額 18」には、上記(3)に係る各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される連結親法人及びその連結子法人の措置法第 68 条の 9 第 1 項に規定する試験研究費の額及び中小企業経営革新支援法施行令等の一部を改正する政令（平成 17 年政令第 153 号）附則第 2 条の規定による廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法施行令第 5 条第 1 項に規定する新たな技術若しくは新たな経営組織の採用、市場の開拓又は新たな事業の開始のために特別に支出される費用の額の合計額を記載します。なお、旧措置法施行令第 39 条の 128 第 4 項の規定の適用がある最初連結親法人事業年度に該当する場合には、同項各号に定める金額の合計額を記載するとともに、同項各号に定める各連結法人のそれぞれの連結事業年度又は事業年度ごとの同項各号に定める金額を記載した明細書を添付します（下記(5)において同じ。）。
- (5) 「(17)の各連結事業年度の総収入金額の合計額 19」には、上記(3)に係る各連結事業年度の総収入金額（固定資産又は有価証券の譲渡に係るもの及び合併又は分割による移転に係るものを除きます。）の合計額を記載します。

(総資産の帳簿価額の計算)

68 の 109-4 措置法令第 39 条の 128 第 2 項に規定する総資産の帳簿価額（以下

改 正 後	改 正 前
	<p>68の109-6までにおいて「総資産の帳簿価額」という。)の計算については、次に掲げるような場合には、それぞれ次による。</p> <p>(1) 貸借対照表に計上されている繰越欠損金の額がある場合には、当該繰越欠損金の額に相当する金額は、総資産の帳簿価額に含まれない。</p> <p>(2) 支払承諾見返勘定又は保証債務見返勘定のように単なる対照勘定として貸借対照表の資産及び負債の部に両建経理されている金額がある場合には当該資産の部に経理されている金額は、総資産の帳簿価額から控除する。</p> <p>(3) 貸倒引当金勘定の金額が、金銭債権から控除する方法により取立不能見込額として貸借対照表に計上されている場合にはその控除前の金額を、注記の方法により取立不能見込額として貸借対照表に計上されている場合にはこれを加算した金額を、それぞれの金銭債権の帳簿価額とすることができる。</p> <p>(4) 退職給付信託における信託財産の額が、退職給与引当金勘定の金額と相殺されて貸借対照表の資産の部に計上されず、注記の方法により貸借対照表に計上されている場合には、当該信託財産の額を加算した金額を総資産の帳簿価額とすることができる。</p> <p>(5) 貸借対照表に計上されている返品債権特別勘定の金額(売掛金から控除する方法により計上されているものを含む。)がある場合には、これらの金額を控除した残額を売掛金の帳簿価額とする。</p> <p>(6) 貸倒損失が金銭債権から控除する方法により取立不能見込額として貸借対照表に計上されている場合には、これを控除した残額を金銭債権の帳簿価額とする。</p> <p>(7) 貸借対照表に計上されている補修用部品在庫調整勘定又は単行本在庫調整勘定の金額がある場合には、これらの金額を控除した残額を当該補修用部品在庫調整勘定又は単行本在庫調整勘定に係る棚卸資産の帳簿価額とする。</p> <p>(8) 自己株式を貸借対照表の資本の部の控除項目として表示している場合に</p>

は、当該自己株式の金額を加算した金額を総資産の帳簿価額とすることができる。

(廃止)

(税効果会計を適用している場合の総資産の帳簿価額)

68の109-5 連結法人が税効果会計を適用している場合において、貸借対照表に計上されている繰延税金資産の額があるときは、当該繰延税金資産の額は、総資産の帳簿価額に含まれることに留意する。

(廃止)

(税効果会計を適用している場合に総資産の帳簿価額から控除する金額)

68の109-6 連結法人が税効果会計を適用している場合には、総資産の帳簿価額から控除する利益又は剰余金の処分による圧縮積立金又は特別償却準備金の金額は、貸借対照表に計上されている圧縮積立金勘定又は特別償却準備金勘定の金額とこれらの勘定に係る繰延税金負債の額との合計額となることに留意する。

④ 当該繰延税金負債が繰延税金資産と相殺されて貸借対照表に計上されている場合には、その相殺後の残額となることに留意する。この場合、その相殺については、圧縮積立金勘定又は特別償却準備金勘定に係る繰延税金負債の額が繰延税金資産の額とまず相殺されたものとして取り扱って差し支えない。

(廃止)

(自己資本比率を算出する際の負債の意義)

68の109-7 措置法令第39条の128第3項に規定する「負債（借入金その他利子の支払の基因となるものに限る。）」には、例えば、その金銭消費貸借契約において利子の支払を約さないものであっても、その利子の支払を約さないことに合理的な理由がないものが含まれることに留意する。

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<p><u>(自己資本比率を算出する際の株主等の意義)</u></p> <p><u>68 の 109-8 同族会社の判定の基礎となる連結親法人の株主等と特殊の関係のある個人(令第4条第1項に規定する特殊の関係のある個人をいう。)又は株主等と特殊の関係のある法人(令第4条第2項に規定する特殊の関係のある法人をいう。)</u>であっても、当該連結親法人の株式又は出資を有しない場合は、<u>措置法令第39条の128第3項に規定する「同族株主等」には含まれないことに留意する。</u></p>

五十五 経過的取扱い

改 正 後	改 正 前
<p><u>(経過的取扱い…改正前の措置法等の適用がある場合)</u></p> <p><u>改正法令(所得税法等の一部を改正する法律(平成18年法律第10号)、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成18年政令第135号)及び租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令(平成18年省令第26号))による改正前の措置法、措置法令及び措置法規則(改正法令の附則により読み替えて適用される改正前の措置法、措置法令及び措置法規則を含む。)の規定の適用を受ける場合の取扱いについては、この法令解釈通達による改正前の租税特別措置法関係通達(連結納税編)の取扱いの例による。</u></p>	(新 設)